

## 一方的な組合掲示物撤去は違法だ！

## またしても不当労働行為が明らかにされる！

本日、東京地方裁判所は、会社が中央労働委員会とJR東海労を相手に行政命令の取消を求めていた裁判で、会社の訴えを退け、組合側勝利の判決を言い渡しました。

この事件は、大阪第二運輸所分会の組合掲示板から、会社が掲示物を一方的に撤去したのは不当労働行為にあたるとして救済を求め、中労委が会社の不当労働行為を認定し救済命令を発したことを、会社が不服として争っていた裁判です。

今回の判決は昨年11月の最高裁の決定に続き、会社が行った組合掲示物の一方的な撤去は違法行為であることが、さらに証明されたものといえます。

会社の意に沿わない組合掲示物を撤去することは労働組合に対する弾圧であると同時に、真実を他労組組合員に見せず、会社に忠誠を誓わせ、命令に服従させるためのものでしかありません。

私たちは今回の勝利判決に自信と確信を持って、会社の不当労働行為という犯罪を断固許さず闘います。

勝利判決の後、記者会見を行い、会社の不当性をマスコミに明らかにしました。



会社は真摯に反省し早急に謝罪せよ！